⑷ Contract period
1) The delivery period of the license paper 20 days from the day following the contract date
2) maintenance periods From April 1, 2023 to March 31, 2024
⑸ Delivery place : According to the bid specifications
⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall :
① not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures
② have been qualified through the examination of the documents submitted. Submit following documents till 4 : 00 P.M February 6, 2023. (by registered mail till 4 : 00 P.M February 6, 2023)
・Copy of the commercial register
・The latest financial statements
・Copy of certificate of tax payment
・Document describing the company career
③ have not received suspension of designated contractor status after the acceptance of application form for this tender.
④ not have capital relationship and personal relationship with other bidders.
⑺ Time-limit for tender : 4 : 00 P.M February 6, 2023 (tenders submitted by registered mail 4 : 00 P.M February 6, 2023)
⑻ Contact point for tender documentation : Contract division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003, Japan TEL 052―222―1209

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年12月16日
契約責任者　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　前川　秀和

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27
○第38号
1　調達内容
⑴ 品目分類番号　56
⑵ 購入等件名及び数量
（件名）西日本管内東地区上空情報収集業務
（数量）金抜設計書による。数量は予定数量であり、契約数量を保証するものではない。
⑶ 調達案件の仕様等　仕様書による。
⑷ 履行期間　契約締結日の翌日から令和８年３月31日まで
⑸ 履行場所　関西支社管内、中国支社管内、四国支社管内
⑹ 入札方法
① 入札金額は、各項目の単位あたりの税抜単価に予定数量を乗じた価額の総価を記載すること。
② 消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とする。
2　競争参加資格
⑴ 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵ 維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
⑶ 競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。
⑷ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸ 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
① 以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
② 以下のいずれかの場合に該当する人的関係
Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
㈠ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
㈡ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
㈢ 会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
㈣ 組合の理事
㈤ その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者
Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
③ 以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係
Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
⑹ 航空法第100条第１項に基づく航空運送業許可及び航空法第123条航空機使用事業許可の写しを提出できる者であること。
⑺ 拠点とする空港又はヘリポートが地方公共団体の発表している津波浸水地域に含まれていない拠点であること。
⑻ 本社、関西支社、事務所所在地（下記）から半径50㎞以内の空港又はヘリポートより、要請から４時間以内に離陸可能な者であること。ただし、４時間には日没から日の出までの時間は含まないものとする。なお、基地の運用開始及び終了時刻が日の出以降及び日没以前の場合は、それぞれ「日の出」を「基地の運用開始時刻」、「日没」を「基地の運用終了時刻」と読み替えるものとする。
［所在地］
・本社　大阪府大阪市北区堂島１―６―20
・関西支社　大阪府茨木市岩倉町１―13
・香川高速道路事務所　香川県善通寺市金蔵寺町480
⑼ 企業に必要とされる業務の実績
① 過去３年間（令和元年度～令和３年度）の保有航空機の年間飛行実績が年平均100時間以上を有することを証明できること。
② 過去３年間（令和元年度～令和３年度）に不可抗力を除く人為的（操縦ミス・整備不良・法令不遵守）による重大インシデント又は飛行機事故を国土交通省運輸安全委員会から認定されていないことを証明できること。
なお、認定されている場合にあっても、国土交通省運輸安全委員会から勧告又は安全勧告を受けた事象に対する改善報告書を提出している場合は除く。